

# 医療保険訪問看護料金表

令和6年6月  
利用者負担金(円)

医療保険		料金(円)	1割負担	2割負担	3割負担	
基本療養費Ⅰ(1日につき)	週3日目まで	5,550	555	1,110	1,665	
	週4日目以降	6,550	655	1,310	1,965	
※理学療法士、作業療法士の訪問の場合は週4日目以降も5,550円になります						
「同一建物居住者」に同一日に他の患者にも訪問した場合に算定 ※3人以上(1人目から)						
基本療養費Ⅱ(1日につき)	週3日目まで	2,780	278	556	834	
	週4日目以降	3,280	328	656	984	
基本療養費Ⅲ ※1	入院中(外泊時1~2回)	8,500	850	1,700	2,550	
管理療養費 ※2	1日目	7,670	767	1,534	2,301	
	2日目以降	3,000	300	600	900	
加算	乳幼児加算	6歳未満	1,300	130	260	390
		厚生労働大臣が定める者	1,800	180	360	540
	難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500	450	900	1,350
		1日3回以上	8,000	800	1,600	2,400
	緊急訪問看護加算※3	1日につき(月14日目まで)	2,650	265	530	795
		1日につき(月15日目以降)	2,000	200	400	600
	複数名訪問看護加算	看護師(週1回)	4,500	450	900	1,350
		看護補助者(週3回)	3,000	300	600	900
	長時間訪問看護加算(要件により1回~3回)※4		5,200	520	1,040	1,560
	24時間対応体制加算(月1回)		6,800	680	1,360	2,040
	特別管理加算Ⅰ(月1回) ※5		5,000	500	1,000	1,500
	特別管理加算Ⅱ(月1回) ※6		2,500	250	500	750
	退院時共同指導加算(月2回まで)※7		8,000	800	1,600	2,400
	特別管理指導加算(月2回まで)※8		2,000	200	400	600
	退院支援指導加算(月2回まで)※9 長時間(90分以上)の場合		6,000	600	1,200	1,800
			8,400	840	1,680	2,520
	在宅患者連携指導加算(適応時)※10		3,000	300	600	900
	訪問看護医療DX情報活用加算(月1回)※11		50	5	10	15
訪問看護ベースアップ評価料Ⅰ(月1回)※12		780	78	156	234	
夜間・早朝訪問看護加算(18時~22時/6時~8時)		2,100	210	420	630	
深夜訪問看護加算(22時~翌6時)		4,200	420	840	1,260	
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回まで)※13		2,000	200	400	600	
看護・介護職員連携強化加算		2,500	250	500	750	
情報提供療養費1.2.3(月1回)※14		1,500	150	300	450	
ターミナルケア療養費1(適応時)※15		25,000	2,500	5,000	7,500	
ターミナルケア療養費2(適応時)※16		10,000	1,000	2,000	3,000	

差額実費費用		
1	訪問看護の時間を超える訪問看護(90分以上 30分毎)	4,500
2	死後の処置	15,000
自費費用		
訪問看護(保険外)		30分毎 4500円
早朝	午前6時~8時	25%増
夜間	夜間18時~22時	25%増
深夜	深夜22時~6時	50%増

ご不明な点がございましたら、ご遠慮なく担当看護師にお尋ね下さい  
 育生会訪問看護ステーション ユーカリ TEL:045-741-2203 FAX:045-741-2204

- ※1 在宅療養に向けて1泊2日以上の外泊をする際に算定
- ※2 訪問看護計画書、報告書を主治医へ提出すると共に主治医との連携確保や計画的な管理を継続し行った場合
- ※3 緊急の求めに応じて主治医がステーションに対し行った指示を受けて計画外の訪問看護を行った場合  
厚生労働大臣が定める疾患(状態)の方は2回まで、それ以外の方は1回まで
- ※4 15歳未満の超重症児又は準超重症児、特別管理加算の算定者、特別訪問看護指示書が交付された方  
1回の訪問看護の時間が90分を越えた場合
- ※5 留置カテーテル(バルーンカテーテル、鼻腔カテーテル、胃瘻、IVH等)  
気管カニューレを使用している状態
- ※6 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、在宅酸素療法指導管理  
在宅自己導尿指導管理・在宅自己腹膜還流指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理  
在宅自己疼痛管理指導管理を受けている状態、点滴注射を週3回以上行う必要があると認められる状態
- ※7 入院(入所)中で、退院(退所)後に訪問看護を受けようとする方へ、入院(入所)施設の職員(医師、看護師)と共同で在宅療養について指導を行い文書を提供した場合
- ※8 ※7加算する利用者のうち特別管理加算の対象となる利用者
- ※9 厚生労働大臣の定める疾患に該当する利用者に対し退院日に療養指導が必要な利用者
- ※10 訪問看護ステーションの看護師が利用者の同意を得て訪問診療、訪問歯科、または訪問薬剤管理指導を実施している薬局と月2回以上文書等により情報共有を行うと共に療養上必要な指導を行った場合
- ※11 厚生労働大臣が定める基準に適合している事業所が電子資格確認により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合
- ※12 厚生労働局に届出している項目
- ※13 利用者の状態の急変や診療方針の変更等に伴い保険医の求めにより開催されたカンファレンスに参加し、共同で指導を行った場合
- ※14 1. 利用者の同意を得て市町村からの求めに応じて訪問看護に関する情報提供をした場合  
2. 厚生労働大臣の定める疾病等の利用者のうち、学校教育法に規定する義務教育諸学校に初めて在籍することとなる利用者について利用者の同意を得て当該義務教育諸学校からの求めに応じて訪問看護に関する情報提供をした場合  
3. 保険医療機関、介護老人保健施設又は介護医療院に入院(入所)する利用者について主治医が診療状況を示す文書を添えて紹介を行うに当たって、訪問看護ステーションが利用者の同意を得て当該保険医療機関に情報提供をした場合
- ※15 主治医との連携の下に在宅での終末期の看護の提供を行った場合
- ※16 特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し主治医の指示によりターミナルケアを行った場合